

第61回市町村セミナー〈生活保護における各自治体と関係機関連携〉

「岡山市における就労支援に関する取り組み」

～岡山市就労促進（就労支援相談員）事業について～

1 はじめに

2 岡山市の沿革

昭和44年から50年にかけての周辺1市10町村との合併により人口50万都市に

平成8年に中核市移行

平成17年3月、平成19年1月に周辺4町と合併

人口：69万6172人（2005年国勢調査） 面積：789.91平方キロメートル

3 生活保護の実施体制と保護の動向

〈実施体制〉（別紙1）「岡山市行政機構図」参照

昭和56年に福祉事務所を分割 現業部門としての福祉事務所とは別に高齢者福祉、障害福祉等の各福祉業務の主管課を設置

現在6福祉事務所体制 生活保護の他、福祉五法及び介護保険の業務等担当

生活保護を担当する生活福祉係

CW3名1係体制の小規模事務所から平均7名4係体制の大規模事務所も

〈保護の動向〉

昭和56年の福祉事務所の複数化を契機に実施体制の整備・充実及び適正実施の確保並びに不正受給防止対策を積極的に推進した結果、昭和46年以来上昇を続けていた保護率が昭和57年3月の18.5%をピークに以後減少に転じ、平成4年度以降は11.0%前後で推移。しかし、景気の低迷・雇用環境の悪化を背景に平成9年度から保護率も明確な増加傾向に転じ右肩上がりでも推移。最近になりその伸びは鈍化し、合併による基礎人口の増加もあり、岡山市全体で平成18年度末では14.2%（平成17年度末14.9%）。

被保護世帯数：6,599世帯、被保護人員：9,783人（平成19年3月分福祉行政報告例）

4 岡山市における就労支援事業

（1）「就労促進事業」実施までの経過

①契機

生活保護適正実施のための国庫補助金事業メニューとして明記されたことを受けて、平成13年度から内部的に検討開始

②国への補助協議

平成14年1月に就労支援事業について市長に説明

③労働局・ハローワーク協議

1月末には岡山労働局に事業説明、就労支援相談を担う「就労支援相談員」候補者紹介及び事業への協力要請 ハローワークとの間で事務手順・使用帳票類等について具体的協議

④相談員配置・事業開始

労働局よりハローワークのOBを3名紹介

中央・東・南の3福祉事務所に「就労支援相談員」として一人ずつ配置（他に1事務所兼務し市全体をカバー）

平成14年4月より「就労促進事業」としてスタート

（2）事業の概要

①「就労支援相談員の業務」（別紙2）「就労促進（就労支援相談員）事業要綱」参照

福祉事務所に配置したハローワークのOB等である「就労支援相談員」を活用して職業相談、就労指導を行い、自立助長を図る

福祉事務所が直接職業紹介を行うのではなく、「就労支援相談員」は求人情報の提供と求職活動へのアドバイスを行う形でスタート

②具体的な連携方法

（別紙3）「就労促進支援事業フロー図」参照

（別紙4）「就労支援台帳」参照 （別紙5）「連絡票」参照

CWと「就労支援相談員」とハローワークの具体的な連携方法は継続課題

③被保護者以外への支援

生活保護受給者だけでなく、生活保護の相談段階の方も対象

生活保護申請前や申請時における「就労支援相談員」による就労支援、また、申請受理後、保護の調査と並行して就労支援が行われることにより、保護開始後の指導もスムーズに

④就労支援分類（格付）の導入

平成16年度から、関わりの必要度等から分類・格付を行う方式を採用

（別紙6）「就労促進事業対象者分類（格付）別集計表」参照

（別紙7）「就労・求職状況管理台帳」参照

SC：CWの単独管理・SB：CWと査察指導員管理・SA：所としての管理

<中央福祉事務所の例>

年度当初にCWが「就労・求職状況管理台帳」を作成

所長、査察指導員、地区担当CW及び「就労支援相談員」4者によるケース検討実施し分類（格付）を組織的に決定

就労支援は「就労支援相談員」とCWがいっしょに関わることを原則

「就労支援相談員」の面接内容は（別紙8）「面接記録表」により査察指導員・所長に供覧

（3）事業の実績及び効果

<就労促進事業の実績>（別紙10）「就労支援事業実績」参照

就労開始件数という定量的な効果以外に、次のような定性的な効果も

○専門性～豊富な知識及び長年の経験による的確な就労支援の実施

- 即時性～新規相談時、保護開始時等、要保護者への時期を逸しない支援
- 対象者の安心～求職活動から就職、アフターケア含めた継続的な助言指導
- OCWの負担軽減～面接・連絡に要する時間や精神的な負担の軽減

(4) 事業実施のなかで見えてきた課題

①ハローワークとの連携

＜「就労支援相談員」の理解＞

個々の生活保護受給者の置かれた状況に応じた支援が必要

＜ハローワークの協力＞

「就労支援相談員」が対象者とハローワークの調整役

「就労促進連絡会議」の開催～平成14年4月を初回に年1回程度開催し意見交換より実践的な意見交換ができる連絡会議が課題

②生活保護受給者等就労支援事業との関係

平成17年度から国の生活保護受給者等就労支援事業が導入

管内のハローワーク岡山に専任のコーディネーター、ナビゲーターが配置

担当者が固定され継続して支援が可能に

求人開拓含めた幅広い就労支援の展開を期待

③「就労支援相談員」による支援業務のあり方

事業スタート時、求人情報の提供はハローワークの求人中心

ハローワークの求人情報に加えて民間の無料求人情報誌の情報提供も

「就労支援相談員」の面接により対象者の自立課題を整理する機能も

④組織的な就労支援事業の推進

組織的な取組みには支援対象者選定はじめ事業を推進するスーパーバイザー役が必要

ハローワークへの紹介だけが就労支援事業ではなく、福祉事務所が就労可能者に対し自立支援を行うための機能として「就労支援相談員」の専門性を活用しているという位置づけ

就労支援事業を生活保護本来業務の一部として定着させ組織的な取組みに

5 事例報告

《事例》49歳単身男性 中卒で金属加工、ゴム製造等の職歴あり

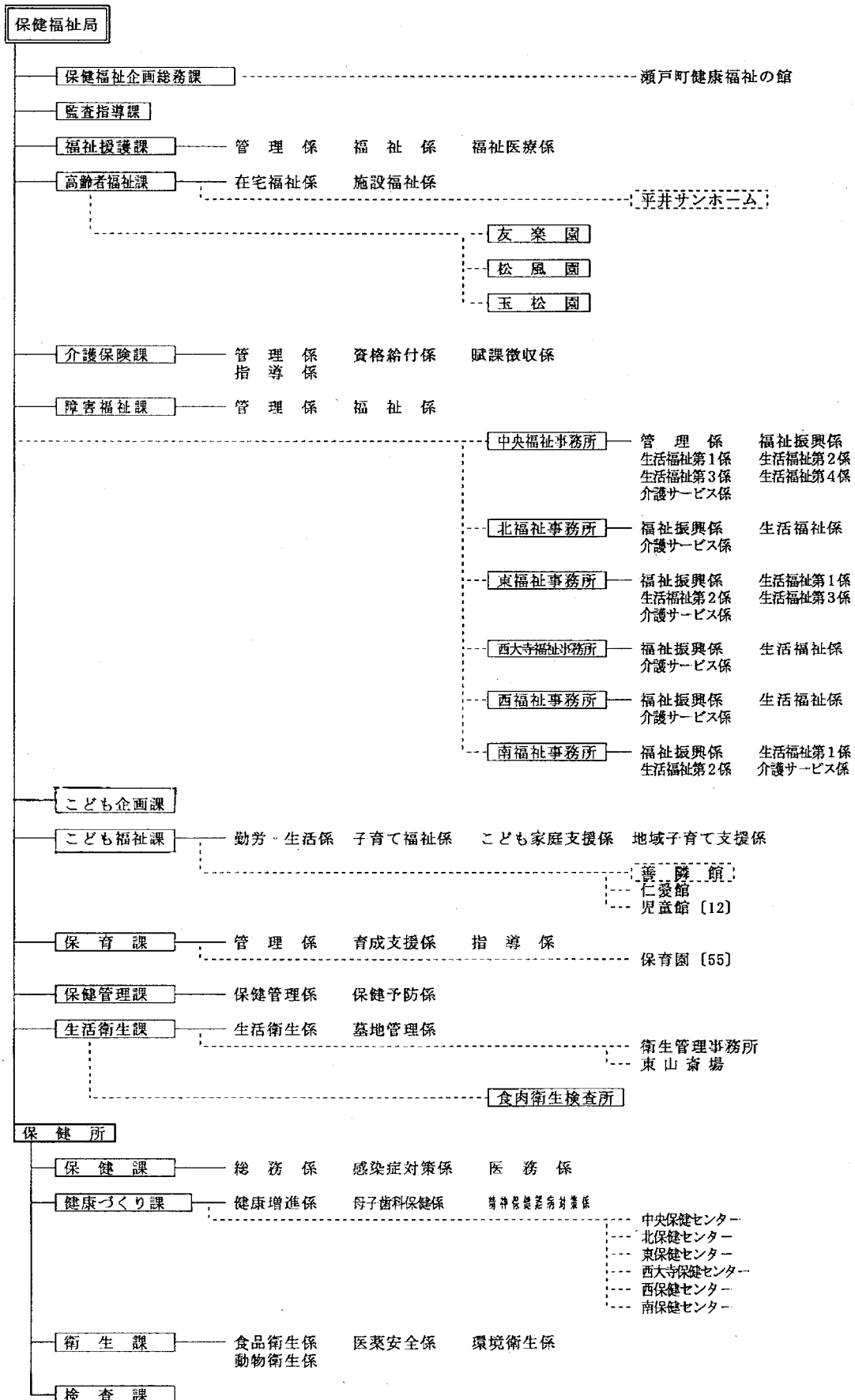
それまで勤めていたクリーニング工場を退職し、求職活動を行ったが仕事ないということで、生活保護申請に至ったケース

6 おわりに

(報告：岡山市中央福祉事務所 山本忠司)

岡 山 市 行 政 機 構 図

平成 1 9 年 4 月 1 日 現 在



就労促進（就労支援相談員）事業要綱

（目的）

- 1 厳しい雇用情勢の中、失業等の理由で生活困窮に陥っている者が増加しているため、公共職業安定所のOB等を「就労支援相談員」（嘱託員）として雇い上げて福祉事務所に配置し、強力で迅速な職業相談及び就労指導を展開することによって、要（被）保護者の自立助長を図る。

（業務）

- 2 就労支援相談員は次の業務を行う。
 - (1) 要（被）保護者の職業相談
 - (2) 稼働能力を有する被保護者の台帳等資料整備
 - (3) 求人情報の収集及び雇用情勢の分析
 - (4) 公共職業安定所等関係機関との連絡調整

（業務場所）

- 3 就労支援相談員は、原則として中央福祉事務所、東福祉事務所及び南福祉事務所に各1名所属し、所内にて業務を行う。ただし、所長が必要と認めた場合には、現業職員に同行し家庭訪問等も実施する。

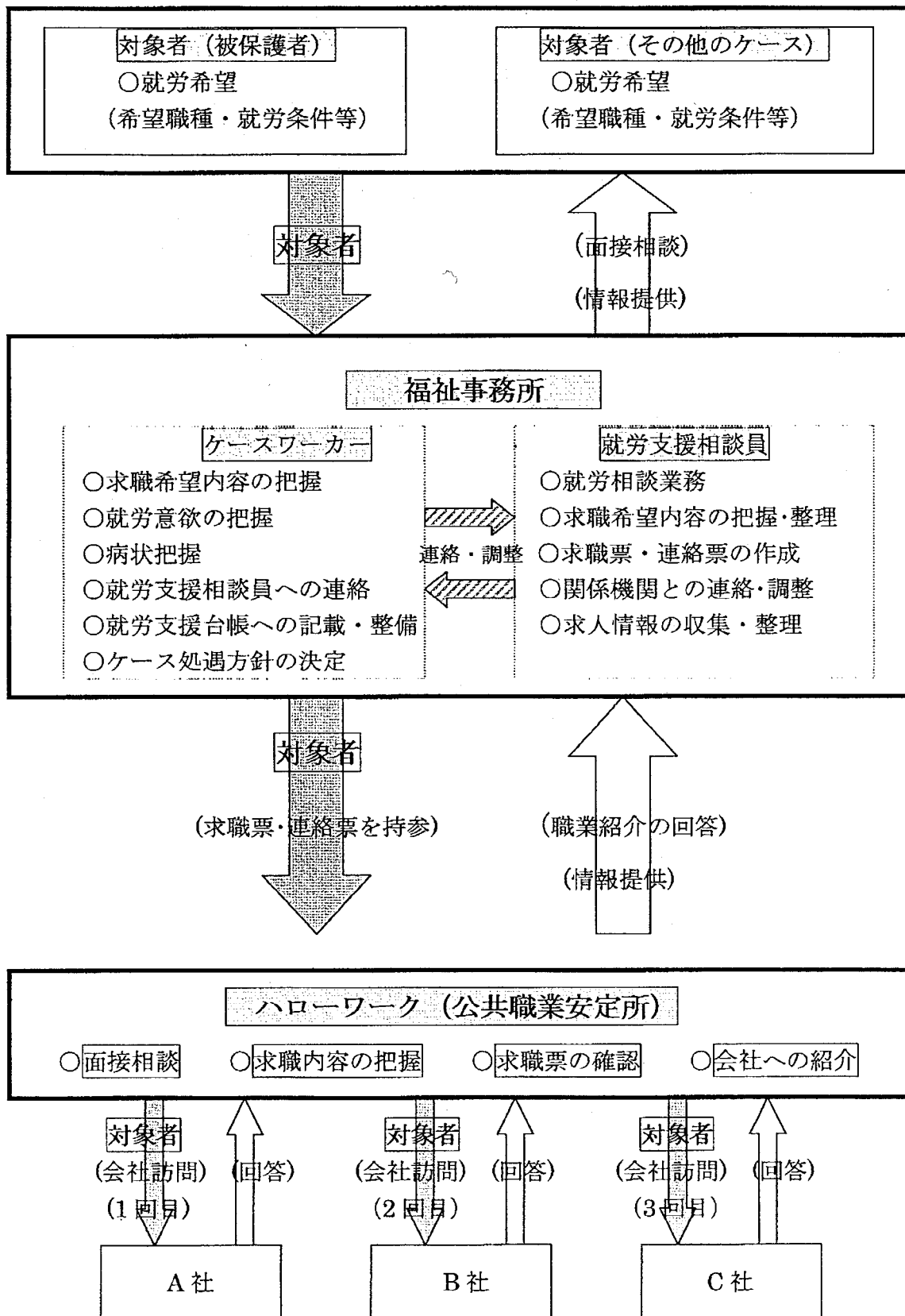
それぞれ、所属する福祉事務所管内を担当区域とするが、全市的取り組みとするため、就労支援相談員の在籍しない福祉事務所管内の相談等にも対応することとする。

（経費）

- 4 就労支援相談員の報酬等については、国庫補助（生活保護費補助金）を活用する。

（平成14年4月1日実施）

[就労促進支援事業フロー図]



就 労 支 援 台 帳

(別紙 4)

1 世帯の状況

保護開始年月日		平成・昭和 年 月 日			福祉事務所		担当者氏名			
					生活福祉第 係		連絡先			
家族構成		住 所 岡山市			連絡先		Tel.			
①	続柄	氏名	男女	生年月日	学歴等	職歴	資格・免許	保育園等の措置	分類	備考
②	世主							有・無()保育園	I・II・III	
③								有・無()保育園	I・II・III	
④								有・無()保育園	I・II・III	
⑤								有・無()保育園	I・II・III	
⑥								有・無()保育園	I・II・III	
⑦								有・無()保育園	I・II・III	

2 これまでの就労指導の状況

(平成 年 月 日)

3 職業相談の経過

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
相談記録					
紹介先					
結果					

※[分類Ⅰ]就労意欲が高く、就労可能な状況にあり、早急な就労支援を必要とする者。
 ※[分類Ⅱ]就労可能な状況にあるが、就労していないか、就労していても低収入である者。
 ※[分類Ⅲ]疾病・障害等はあるが、就労可能な状況にあり、就労意欲のある者。

《 連絡票 》

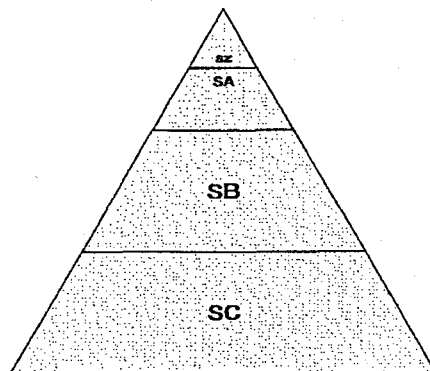
紹介年月日		年		月		日 ()	
氏名		性別	男・女	年齢		歳	
紹介者(就労支援相談員)氏名							
所管	岡山市[中央・北・東・西大寺・西・南]WO						
[備考欄]							

就労促進事業対象者分類(格付)別集計表(案)

就労可能な状態にあるもの	0
--------------	---

SC	CWのみで管理	SB	係管理	SA	所全体として管理	SZ	文書も含めた強力な指導・指示が必要なもの
----	---------	----	-----	----	----------	----	----------------------

就労可能な状態にあるもの。	SC+SB+SA+SZ	0
CWのみで管理しているものを除く。	SB+SA+SZ	0
所として管理しているもの。就労支援相談員の積極的関与。	SA+SZ	0



【格付分類】	就労可能な状態にあるもののうち
SC	CWが管理。就労中で特に問題のないもの、病状・職場適応能力等の経過観察中のもの等。
SB	CWとともにSVが管理。稼働能力活用・意欲が十分でなく、指導にとりかかったもの等。
SA	就労支援相談員が積極的に関わり、所全体としての管理。
SZ	文書指導・指示等強力な指導が必要なもの。

- ※ 共通表示方法＝実際に就労収入を得ているものには、全ての分類記号のあとに「1」を付記する
- ※ ケースファイルの処遇方針欄に、分類記号を標示する
- ※ 就労・求職状況管理台帳に各分類記号を明記

【作業手順】	1	就労・求職状況管理台帳に名前等記載。
	2	各生活福祉係内で検討し、分類SC・SBの選別・福祉手帳への明記と、所内検討とすべきものふるい分け。
	3	2で所内検討すべきとされたものを、「就労支援台帳」を元に所内検討会で検討する。
	4	それまでの指導支援の状況から、特に指導が必要なものは、「SA」として重点的に対応を検討する。
	5	稼働能力がありながら、その活用を意図的に回避しているもの等について、特に「SZ」に格付けし、保護の停止・廃止を視野にいたった強力な指導・指示を検討する。

【所内検討会】 構成員＝所長＋所長補佐＋SV＋就労支援相談員。
原則として毎月開催し、前月の実績報告、分類の見直し及び対応協議を行う。

※要保護者(保護相談時)への対応は別途整理。

所長	主幹	第1係長	第2係長	第3係長	第4係長	管理係長	地区担当者 ()	相談員

面 接 記 録 票

面接年月日	年 月 日 () 曜日	面接者 氏名	_____ 福祉事務所
-------	--------------	-----------	-------------

相談者						被保護世帯・その他の世帯
住所		氏名		男・女	生年月日	年 月 日 () 歳
健康状態	良好・普通・病弱 (傷病名: _____) ・その他 (_____)					
世帯の状況	配偶者の有・無	扶養家族	有 (_____) 人・無	その他		

[相談の内容]

[面接の結果]

[ハローワークへの紹介] (有・無) → 有の場合その内容

[備考欄]

就職(就労)届出書

届出年月日 平成 年 月 日 届出者 印

就職(就労)開始者の状況						地区担当員又は就労支援相談員記入欄
住所	岡山市					世帯類型
氏名		生年月日		歳	男・女	
世帯主名		配偶者	有・無		人世帯	

就職(就労)経路等						
1	就労支援相談員面接	有・無	相談回数		支援台帳分類	
2	就職(就労)に至った経路	1ハローワーク等 2自己 3知人紹介 4シルバー 5その他				
3	就職(就労開始)年月日	平成	年	月		日

就職(就労)の内容及び条件									
4	事業所名					電話番号	086-		
5	所在								
6	仕事の内容						職種		
7	雇用形態	1常用 2パート 3日雇い 4内職 5その他							
8	勤務時間	平日	午前	～	午後	実働時間			
		土・日曜	午前	～	午後	時間			
9	休日		勤務日数	月間平均					
10	給与	月給	円	・	日給	円	・	時給	円
11	給与支給日	日締め			日支給(現金・口座振込)				
12	賞与	有・無		夏期	月	冬期	月		
13	各種保険	健康保険	有・無	記号	番号				
		厚生年金	有・無	記号	番号				
		雇用保険	有・無	記号	番号				
		その他		記号	番号				
14	通勤	交通費支給	無・一部支給		円・全額支給 円				
		通勤方法	徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他						
			バス	駅～	駅	・	電車	駅～	駅
		片道実費	バス	円	電車	円			
ひと月定期代	バス	円	電車	円					

その他					
15	必要経費	有・無 有の場合、その内容			
16	備考				

臨時的な仕事であっても必ずこの届けをしてください。
 この届出書は、原則として就職・就労を開始した本人が記入してください。
 地区担当員又は就労支援相談員が適宜アドバイスを行います。記入方法についてもお尋ねください。

岡山市就労促進事業実績

(単位:件,円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度 (4~12月)
就労支援面接件数	656	625	833	914	834
就労開始件数	85	89	118	155	146

《就労開始内訳》

性別	85	89	118	155	146
男	32	26	37	61	57
女	53	63	81	94	89

対象及び結果	件数	85	89	118	155	146
被保護者	件数	60	56	67	102	99
廃止	件数	10	10	14	13	14
保護費変更 (収入増等)	件数	50	46	53	89	85
被保護者以外 (相談者等)	件数	25	33	51	53	47

岡山県生活保護受給者等就労支援事業実績見込み(生活保護受給者・岡山市分)

	支援対象者数	就職者数	廃止者数
平成17年度	33	13	0
平成18年度	16	14	8